

姫路市立上菅小学校いじめ防止基本方針

内容

- 1 本校の教育方針
- 2 いじめの基本認識
- 3 校区の概要と基本的な考え方
- 4 いじめ防止等の指導体制・組織対応等
 - (1) 日常の指導体制
 - (2) 未然防止 及び 早期発見
 - (3) 早期対応・組織的対応
- 5 いじめ解消の要件
- 6 重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態が発生した場合の対応
- 7 その他の留意事項
 - (1) 情報発信について
 - (2) 方針の見直しについて
 - (3) 連携について
- 8 別添資料一覧
 - (1) 校内指導体制 及び 関係諸機関について
 - (2) いじめ早期発見のためのチェックリスト
 - (3) 生活指導年間指導計画
 - (4) 緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について

姫路市立上菅小学校いじめ防止基本方針

姫路市立上菅小学校

1 本校の教育方針

本校は、学校教育目標を『ふるさとを愛し ともに伸びる子を育成する』とし、地域の温かさに包まれ、上菅小校区を心のふるさととして大切にする思いを育み、よりよい人間関係を築き、自らの個性や能力を伸ばし、互いに力を合わせて成長しようとする「こころ豊かで自立した人づくり」をめざして日々の教育活動に取り組んでいる。子どもたちの確かな学びを支えていく上で、学校は安心して楽しく学べる場でなければならない。そのために、学校・家庭・地域が安心して自分らしさを発揮できる環境であることが大切であるという認識の下、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に積極的に取り組むために「姫路市立上菅小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの基本認識

- いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より抜粋

3 校区の概要と基本的な考え方

本校区は、姫路市の北北西約16kmに位置し、周囲を山に囲まれた美しい農村地帯である。校区内には、古墳時代後期の上山古墳群、後醍醐天皇ゆかりの地である「護持」や二百余神社、江戸時代に苦しい農民の知恵から生まれた固寧倉などの歴史遺産が各地にある。6月には、護持川や菅生川で蛍が乱舞する美しい光景を楽しむことができる。通学路には、南北に走る県道山之内・苅野線と東西に走る県道山崎・香寺線がある。近年、交通量が増加し、交通安全対策として「子ども見守り隊」等、地域の協力が必要である。児童数は、令和6年度4月現在51名であり、各学年10名前後の単学級である。学校の敷地は、ほぼ校区中央の高台にあり、山々から小鳥のさえずりが聞こえ、眼下に田園が広がる閑静な環境である。校区内に量販店等商業施設が少ないため、子どもたちの遊び場は公園やグラウンドなど屋外や家庭が中心になる。校外生活指導については菅野中学校区として愛護育成会や少年補導委員会と連携し、地域駐在警察の協力も得て児童の安全や健全育成に努めている。社会情勢の変化に伴い保護者の職業も多種にわたり、教育に対する意識や価値観が多様化してきている。そして、学校への関心や期待も大きい。地域で子どもたちを育む機運があり、「校区ふれあいの会」など地域一体参加型の行事等で学校・家庭・地域の絆を深める取組も推進している。

いじめや問題行動については、小規模校の特色を生かし、全職員が全校生一人一人とコミュニケーションを取ることを大切にしている。各学級では日記や作文指導により、生活や家庭での様子について変化を敏感に察知し、保護者や地域住民と連携して生活指導を行っている。また、子どもが輝く生き生きとした活力ある学校をめざし、教職員が綿密に連絡・報告・相談を行い、課題や情報を共有し、チーム力を生かして指導にあたっている。「どの子にもどの学級にも起こり得る」「どの子も被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもち、些細な変化を見落とさず、いじめを「しない」「させない」「許さない」仲間づくりや環境づくりに取り組んでいる。そのため、本校では道徳教育・人権教育を研修の中核におき、あらゆる教育活動の中で豊かな心や望ましい人間関係の構築を図り、いじめ防止に努めている。

4 いじめ防止等の指導体制・組織対応等

いじめ防止対策推進法にあるいじめの定義「いじめとは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」を全職員が共通理解した上で、日常の指導体制を確立し、未然防止及び早期発見・早期対応に努めることが肝要となる。

(1) 日常の指導体制

学校におけるいじめの防止や早期発見・早期対応等の措置をより実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制・生徒指導（生活指導）体制などの校内組織及び連携する関係諸機関を別途定める。⇒ 別紙1 校内指導体制及び関係諸機関について

また、いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいという認識を強くもち、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別途定める。

⇒ 別紙2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うことが必要である。本校では、主として以下の4点に主眼を置き、年間指導計画を別途定めて取り組む。

- ① 包括的な取組の方針
 - ② いじめの未然防止のための具体的取組
 - ③ 早期発見のための具体的取組
 - ④ いじめ対応のための教職員の資質向上に向けた校内研修の実施
- ⇒ 別紙3 生活指導年間指導計画

(3) 早期対応・組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合（けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否か判断するものとする）には、情報収集と記録、事実確認、情報の共有等を迅速に行い、いじめの解決に向けて組織的に対応することが必要である。その対応について別に定める。

⇒ 別紙4 緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について

5 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切である。同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、

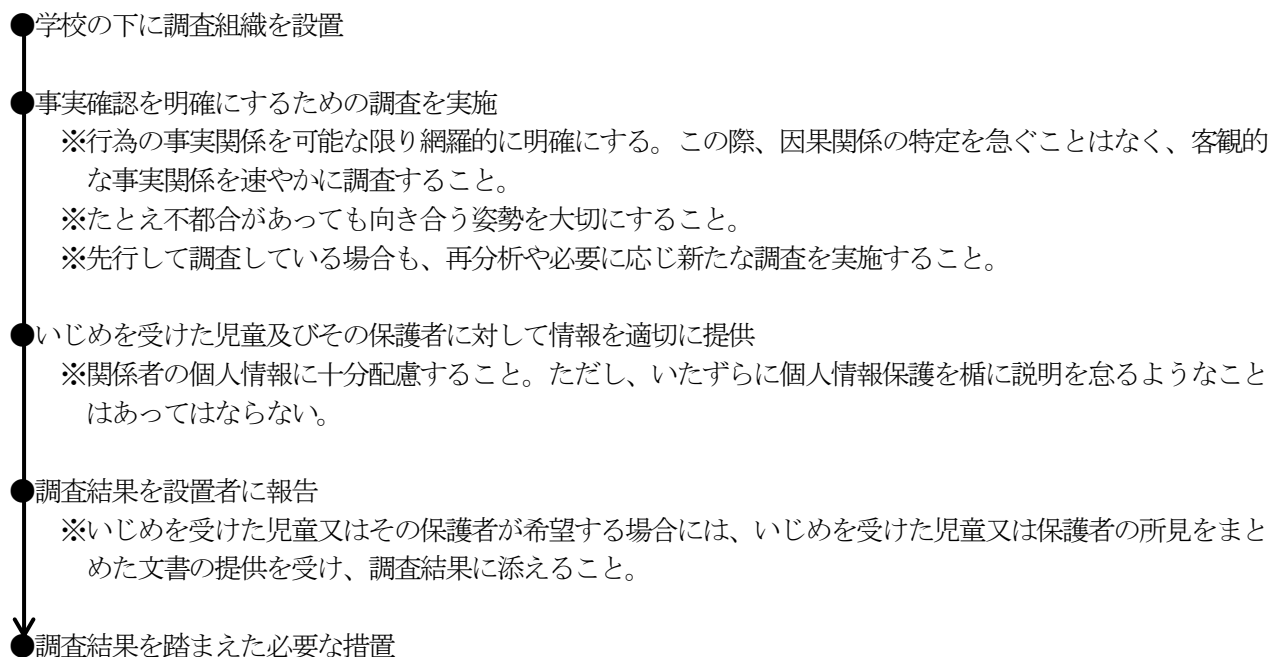
- ①「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安)
(一定期間に欠席日数が多くなっている、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

①学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断するものとする。まずは学校が主体であることを前提とし、設置者が主体となるのは以下の場合。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合。
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

②具体的な流れ



7 その他の留意事項

(1) 情報発信について

本校では、めざす学校像の1つに「家庭や地域社会との連携を図り、信頼される学校」を掲げ、普段からあらゆる場面を活用して保護者・地域への情報発信に努めてきた。いじめ防止基本方針に掲げる諸取組についても、保護者・地域の協力を得ることでさらなる実効力を発揮できるものであるといえる。そのため、今回策定した「いじめ防止基本方針」については学校ホームページにて公開し、情報発信に努める。

(2) 方針の見直しについて

この基本方針は、いじめ防止等を実効性を発揮してこそのものであり、単なる目標やスローガンになってはならない。そのため、より組織的・計画的な内容であるかを常時点検し、見直していく必要がある。その際には、「いじめ対応チーム」が中心となり、実情に即しているか、効果的に機能しているか等について点検するとともに、児童・保護者・地域からの意見についても積極的に聴取し、見直しに反映させることとする。

(3) 連携について

いじめ防止等には、学校が主体となって取り組むことはもとより、家庭・地域・関係諸機関等との連携を深めることが不可欠である。関係諸機関との連携の詳細については別に定めるところであるが、各自治会・学校評議員会・PTA・民生委員児童委員・主任児童委員・愛護育成会・少年補導委員会等をはじめとする地域の各種団体とも積極的に連携を図りながら、いじめ防止に向けて校区を挙げての取組となるよう心掛けることとする。

8 別添資料一覧

- ・別紙1 「校内指導体制及び関係諸機関について」
- ・別紙2 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」
- ・別紙3 「生活指導年間指導計画」
- ・別紙4 「緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について」

校内指導体制 及び 関係諸機関について

- ★ いじめ問題への取組にあたっては、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもと、校長を中心に学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない学校土壌を作るために開発的・予防的取組を積極的に展開する。
- ★ いじめ問題への組織的取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置する。対応チームが中心となり、特定の教員が問題を抱え込むことなく全教職員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策に取り組む。

1 日常の指導体制について

(1) 未然防止に向けて

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こり得る」という認識を持ち、「いじめに向かわない」児童を育てることが大切となる。そのためには、やはり学年・学級集団作りが大切になる。様々な手立てによって児童の様子を知り、認め合い、助け合う仲間を作り、命や人権に対する意識を育てる必要がある。同時に自尊感情を高め、自己有用感を高揚させることも重要になる。そこで、以下のような点について具体的に意識して取り組む。

- | | |
|---|--|
| <p>① 学習指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習における規律づくり ・学びに向かう集団づくり ・わかる授業づくり、授業改善 ・ライフスキル教育 <p>② 体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園を中心とする生産活動 <p>③ 特別活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班を基軸とする異年齢集団活動 ・児童会活動、集会活動 <p>④ 教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童面談の実施 | <p>⑤ 人権教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 <p>⑥ 情報教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアリテラシーの育成 ・スマホ等によるネット犯罪についての指導・講習 <p>⑦ 保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の周知 ・インターネットルールの周知 ・オープンスクール、授業参観、授業公開 ・地域行事への積極的参加 |
|---|--|

⇒すべての児童が安心できる学級・学校に！

(2) 早期発見に向けて

いじめが行われている場合、できるだけ早期に発見し対応することが重要である。また、スマホ等の普及により児童にもSNS等を介したネットワーク上でのいじめが発生し得るという認識を持つことも重要である。そのためには、日頃から児童・保護者とどんなことでも相談できる信頼関係を構築することや、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。以下に具体的に記す。

- ① 情報の収集
- ・日常的な観察と気付き
 - ・養護教諭、専科等からの情報
 - ・教師間の情報交換
 - ・児童、保護者、地域からの情報
 - ・登下校指導
 - ・アンケートの実施
 - ・定期的な面談
- ② 相談体制の確立
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ 情報の共有
- ・報告、連絡、相談の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮児童についての実態把握と情報共有
 - ・次年度への確実な申し送りの実施

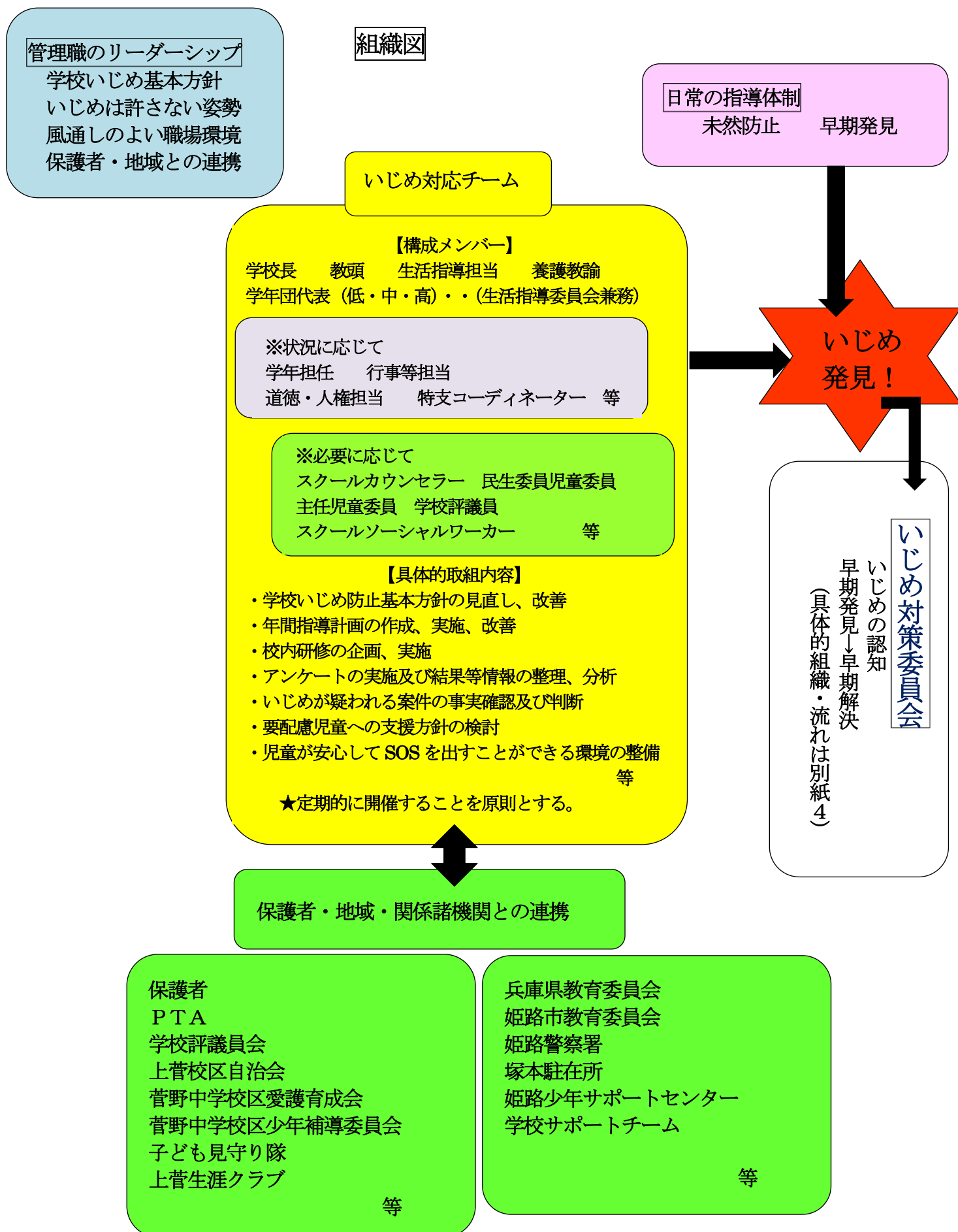
子どもたちの立場に立って 共感的な会話を！
 「何か違う」という小さな違和感を見逃さないように！
 集団として「健康か」を常に見極める
 気軽に相談できる雰囲気づくり（児童・保護者とも）
 いじめは「見えないところで」行われている
 本人からの訴えは少ない

※早期対応については、
別紙4 組織的対応において触れる

(3) いじめ対応チームについて

★いじめ問題に中心となって取り組む「いじめ対応チーム」を以下のように定める。

★いじめ対応チームでは、以下の組織図に基づいて活動する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている「集団」

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝 いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないとそうじがきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする | ☐ 靴箱が乱れていたり、ごみ箱があふれたりしている |
| ☐ 班にすると、机と机の間に隙間がある | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 些細なことで冷やかすグループがある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずら（消しゴム投げ、手紙回覧など）をする | |

「いじめられている」児童

● 日常の行動や表情の様子から

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど・にやにや・にたにたしている |
| ☐ 小さな物音にも敏感に反応する | ☐ 下を向いて視線を合わそうとしない |
| ☐ 顔色が悪く、元気がない | ☐ 遅刻・欠席・早退が多くなる |
| ☐ 一人で下校することが増える | ☐ とくどき涙ぐんでいる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりしている | |

● 授業中や休み時間の様子から

- | | |
|---|--|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 決められた座席と違う席に座っている |
| ☐ 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしなかったりする | |
| ☐ 教職員がほめると、冷やかされたり陰口を言われたりする | |

● 昼食の様子から

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きなものを他の子どもにあげている | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 教室で一人離れて食べている | ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする |
| ☐ 昼食時になると一人教室から出ていく | ☐ 食べ物にいたずらされている |

● 清掃時の様子から

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている | ☐ 一人離れて掃除をしている |
|--|---------------------------------------|

● その他

- | | |
|---|--|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 靴など持ち物の置き場所が勝手に変わっている |
| ☐ ボタンがとれたりポケットが破れたりしている | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ 理由もなく成績が突然下がる | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがが増える。また、その状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

「いじめている」児童

- | | |
|---|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 教職員によって態度を変える |
| ☐ 教師が近づくと集団が黙り込む | ☐ 教師が近づくと集団が分散する |
| ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を使う |
| ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする | ☐ 発言の中に差別意識が見られる |

姫路市立上菅小学校 生活指導 年間指導計画

	職員会議・職員研修等	未然防止	早期発見
4 月	・いじめ対応チームの立ち上げ ・指導方針、指導計画等作成・提案 ・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・学級開き、学級作り ・縦割り班編成、顔合わせ ・児童理解の会 ・あいさつ運動（通年）	・児童の情報共有（通年週1回） ・学級懇談会
5 月	・保護者、地域向けに啓発及び情報発信 ・校内研修 ・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・新入生歓迎集会 ・「友だちのよいところを認め合おう」（4年：特別活動）㊦	
6 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・小中連絡会 ・「自分ができるところに目を向けよう」（5年：特別活動）㊦ ・「失敗なんてありえない」（6年：特別活動）㊦	・いじめアンケート① ・児童個別面談
7 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会 ・カウンセリング研修	・あいさつ運動（小中一貫） ・仲間づくり集会	・個人懇談会
8 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・地域行事参加	
9 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・あいさつ運動（小中一貫） ・親子ふれあいクリーン活動	
10 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・地域行事参加 ・オープンスクール（道徳・人権） ・「私の伝えたいこと」（5，6年：特別活動）㊦	
11 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・仲間づくり集会	・いじめアンケート② ・児童個別面談
12 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・仲間づくり集会	・個人懇談会
1 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・あいさつ運動（小中一貫） ・「成功のイメージをもとう」（6年：総合的な学習の時間）㊦ ・地域行事参加	
2 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会	・児童理解の会 ・仲間づくり集会	・いじめアンケート③ ・児童個別面談 ・学級懇談会
3 月	・生活指導委員会 ・特別支援教育校内委員会 ・いじめ対応チーム活動の総括	・小中連絡会 ・入学前の幼保との情報交換	

事案発生時
いじめ対策委員会
臨時職員会議等

☆年度当初の職員会議でいじめ防止基本方針を共通理解する。事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議を開き、早急にいじめ対策委員会を立ち上げる。

☆年間3回いじめ防止に関するアンケートを実施する。（学習・生活アンケートとして各学期を振り返った回答をもとにして個別面談を実施する。）

☆アンケート結果については学校評価に位置づけ、結果を踏まえて職員会議、児童理解の会等の場で共通理解し改善を図る。

緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について

